

令和2年度第2回島田市個人情報保護審議会 意見・質問について（後日回答分）

案件	資料	意見・質問	回答
母子健康手帳交付事務 精神障害者保健福祉手帳 交付事務 身体障害者手帳交付事務 療育手帳に関する事務	P015 P023 P031 P039	公益上の必要を根拠に本人通知をしないこととしており、その理由に対象者数が多いとあるが、どのくらいの規模か。	資料P001の「原子力災害における避難人口算出業務」に情報提供するものでありますが、およその対象者数については、 妊婦 : 400人 精神障害者 : 600人 身体障害者 : 3000人 知的障害者 : 900人 となります。
赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査、健康相談、対象者管理事務	P122	目的外利用するとなっているが、どのような事務について利用しているのか。	他課の事業である、ベビープログラム・赤ちゃん講座、療育の必要性を検討する過程などで、対象者の情報を提供しております。
島田市特定空き家解体事業費補助金申請事務	P138	この補助金制度を施行するに至った経緯はどのようなものか。	特定空き家の解体については、所有者に義務付けされておらず、費用助成による自主的な解体を促進するため本制度を創設しました。